

人定第14号
平成31年3月29日

本省局部課長 殿

法務省大臣官房人事課長
(公 印 省 略)

本省内部部局の職員の配置定員について（依命通達）

標記については、別表のとおりとし、平成31年4月1日から施行することとされましたので、その適正な運用に留意願います。

なお、平成30年12月27日付け人定第66号当職依命通達「本省内部部局の職員の配置定員について」は、廃止します。

別表 本省内部部局の職員の配置定員

局 部 課 名 又は官職名	配 置 定 員 (人)								
	特別職	指 定 職	行政職 (一)		行政職 (二)	医療職	専門スタッフ職	合 計	うち検事
			うち検事	うち検事					
事務次官		1						1	
秘書官	1							1	
官房長		1	1					1	1
公文書監理官		1						1	
サイバーセキュリティ・ 情報化審議官		1						1	
官房審議官		1		3	3			4	3
官房参事官				4	4			4	4
秘書課				52	2			52	2
人事課				41	3			41	3
会計課				76	1	24		100	1
国際課				20	3			20	3
施設課				80	1		1	81	1
厚生管理官				21			5	26	
司法法制部		1	1	58	5			59	6
うち国立国会図書館 支部分館法務図書館				6				6	
大臣官房小計	1	6	2	355	22	24	5	392	24
民事局		1	1	93	13			94	14
刑事局		1	1	59	15			60	16
矯正局		1	1	77	1			78	2
保護局		1	1	40	3			41	4
人権擁護局		1	1	23	3			24	4
訟務局		1	1	80	26		1	82	27
合 計	1	12	8	727	83	24	5	771	91

備考 「うち検事」は、法務省設置法(平成11年法律第93号)附則第4項の規定により充てることができる検事の人数であり、内数である。